



# かわべ 議会報



第19号

—57・8・25—

編集 議会報編集委員会  
発行 川辺町議会

## — 目 次 —

○可決した議案	2~3	○一般質問	6~10
○付託案件委員会審査報告書	3	○議会議員研修会	10
○議案に対する質疑・応答	4	○意見書	11
○議案に対する討論	5	○臨時会の報告	12



## 絵馬

太部古天神社（中川辺）の境内にある金毘羅神社に掲額されている絵馬である。

神馬と供男2人からなるこの絵馬は、文久3年（1863）に奉納されたもので、川辺町に伝わるものうちの、代表的な絵馬である。

# 昭和56年度農業共済事業会計の決算を認定

## 第2回定例会

# 昭和57年度一般会計 275万円を追加補正

## 可決した議案

昭和五十七年第一回定例会は、六月十五日から十七日までの三日間、開きました。

提出された案件は、条例の改正三件、補正予算一件、決算の認定一件、決算の報告一件、意見書（議員提案）二件で、慎重に審議し、いずれも原案どおり可決しました。

以下、可決した議案の概要をお知りせします。

## 職員定数条例を整備

特別職報酬等審議会委員を五人に  
續定員に三百五人

▼専決処分の承認（昭和五  
十七年度一般会計補正予  
算）

▼昭和五十六年度土地開発公社事業および決算の報告

新しい定数表は次の通りです

現行の条例は、過去四回にわたり一部改正はされてきましたが、昭和四十四年に制定されたもので、現状に合わなくなっていることから、今回全部を改正しました。

地方税法の改正に伴い、課税額の最高限度額を二十六万円から二十七万円に、四割軽減世帯の所得控除基礎額を十七万五千円から十八万円に改正したほか税の減額の特例を、昭和五十七年度分にも適用することになりました。

区		分									
合		計		事務部局		保育所		水道事業		農業共済事業	
町長の事務部局											
議会の事務部局											
監査委員会の事務部局	(兼任)										
教育委員会の事務部局	(兼任)										
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関	事務部局										
農業委員会の事務部局	学校給食共同調理場										
一〇五	一	五	一〇	六	(二)	(二)	三	二	五	一八	五五
一一〇	一	五	一〇	六	(二)	(二)	四	二	五	一八	五一

▼昭和五十七年度一般会計  
補正予算

二百七十五万三千円を増額補正しました。主なものは議会費で町民意識調査費三十九万八千円、総務費で交通安全教育用信号機購入費四十万円、土木費で公共急傾斜地工事負担金八十五万二千円です。

▼昭和五十六年度農業共済事業会計決算の認定

これにより昭和五十七年度一般会計の総額は、十六億七百四十三万九千円になりました。

（歳入）  
町税 二、六三一  
県支出金 一二二  
（歳出）  
議会費 三九八  
総務費 七二〇  
民生費 一五三  
土木費 八五二  
教育費 六三〇

（単位千円）  
貯蔵品 一一、〇九六、九六四円  
で補てんした。

（歳入）  
町税 二、六三一  
県支出金 一二二  
（歳出）  
議会費 三九八  
総務費 七二〇  
民生費 一五三  
土木費 八五二  
教育費 六三〇

（単位千円）  
貯蔵品 一一、〇九六、九六四円  
で補てんした。

（収益的収入および支出）  
収入一六七、三九三、五七七円  
支出一六七、三九三、五七七円  
（資本的収入および支出）  
収入 一、〇五〇、四〇〇円  
支出 一二、一六八、四一四円  
資本的収入額が不足する額は、過年度損益勘定留保資金

（中間審査結果）  
実施にあたっては、流末排水延長約百五十メートルの間に道路がなけ、その後委員全員で上川辺の現地へ行き状況を調査した。

▼昭和五十六年度水道事業会計決算の認定

付託案件

委員会審査報告書

三月定期会で付託された陳情書の審査結果が、十五日（一）日の本会議で報告され、委員会報告どおり採択されました。

なお、土木委員会に付託された陳情書と議会議員定数検討特別委員会における審議経過については、中間報告が行われました。委員会報告は次の通りです。

（審査経過）

六月九日、本委員会を開催し、第一回定期会において付託された前記陳情書について審査した。

陳情書に添付された諸書類および収入役から提出された参考資料に基づき、町税その他諸納付金等口座利用等について審査した。

（審査結果）  
町民の利用度については若干の差はあるも、大垣共立銀行、東濃信用金庫ともほぼ同数と思慮された。

本委員会は、五月二十四日、議を開催し、次のように合意した。  
一、町民の声を反映するため、住民意識調査を行う。

二、住民意識調査の方法として、無記名とし、選挙人名簿より二千五百人を抽出し、郵送にて差し出し、回収する（ただし、選挙人名簿は昭和五十六年九月現在）。

（審査経過）

本委員会は、五月二十六日に会議を開き、前記陳情書について審査を行った。

当日、土木課長より説明を受け、その後委員全員で上川辺の現地へ行き状況を調査した。

（中間審査結果）  
実施にあたっては、流末排水延長約百五十メートルの間に道路がなけ、その後委員全員で上川辺の現地へ行き状況を調査した。



陳情の出た道路

上川辺で

土木委員会中間報告

道路の側溝設置と舗装の陳情書

提出者 上川辺区長 桑畠英雄

外十九人

する。

# 議員定数についてのアンケート結果まとまる

## 現状維持が56%

先ごろ行なった「議会に対する意識調査」の結果が、まとまりました。

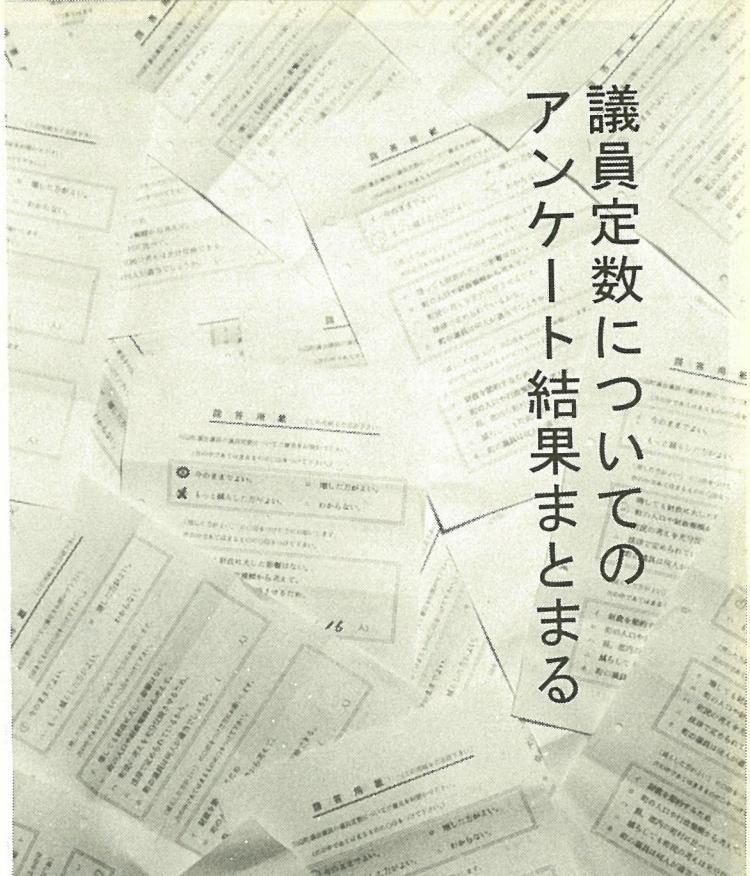
この調査は、川辺町議会の議員定数について、町民がどのように考えているかを問うたもので、議員定数を検討する上での重要な参考資料にするためのものです。

選挙人名簿から無作為に2,500人の対象者を選び、郵便で回収しました。

回答者は1,221人、回収率は48.8%でした。

回答の結果は次の通りです。（大要）

「今のままでよい」	684人	56.02%
「減らした方がよい」	378人	30.96%
「増やした方がよい」	48人	3.93%
「わからない」	89人	7.29%
無記入	22人	1.80%



## 議案に対する質疑・応答

六月十五日（一日目）議案に対する質疑を行いました。

主な質疑・答弁は次の通りです。  
(紙面の都合で要約してあります。)

### ▼昭和五十六年度土地開発公社事業報告および決算報告

問（船戸進議員） 決算の支出のなかで、販売費および一般管理費三万七千三百円はあるがどういうものか。

答（企画室長） 一般管理費の委員の費用弁償と需用費です。

問（同） 土地の取得および処分状況のうち中井道路下水路用地について、取得が二千三百七十・四二平方メートル、処分が千六百七十七・二八平方メートルとあるがどうしてか。

答（同） 取得分のなかには、道路用地以外に中川辺団地の一部が含まれている。

処分したのは道路用地で、残りについては団地と代替え予定地として公社で保有している。

員百一人に対し、改正では百五人となっているがなぜか。

答（総務課長） 現在、人員百一人と養護婦一人で計百二人です。

今回の改正は、現行の定員をそのままにして中で調整したことと、三人については欠員の形です。

問（同） 現在の仕事をしていくうえで、百二人で十分なのか。

答（同） 本年度は、百二人で遂行していく。

問（同） 三人については、今後増える仕事を予想して枠を取っているのか。

答（同） 今後についてはつきりしないが、一応現行定数内で調整したもので、今のところ増やす考えは持っていない。

人から五人に改正したことは一步前進だと思うが、五人とした根拠と選出方法について考えをききたい。

答（総務課長） 現在、三名

というものは川辺町のみで、近隣町村や類似団体の多くは五名であることと、より一層広範囲の意見を聞くことで五人にした。

### ▼昭和五十七年度一般会計補正予算

問（船戸進議員） 交通安全教育用信号機購入費四十万円が

計上されているが、先日、西小学校で信号機を使って子供が訓練をしていたが、あれはどこのものですか。

答（総務課長） 警察と業者に借りたものです。

問（同） 購入品の内訳は、

で調整したもので、今のところ増やす考えは持っていない。

答（同） 四本一組の信号機と操作機です。

問（同） 美濃加茂都市計画地図印刷費が計上されているが、今まで作っていなかったか。

答（企画室長） 手持ちが無くなつたので計上した。

### ▼職員定数条例の改正

問（船戸進議員） 現在の実

### ▼特別職報酬等審議会条例の改正

問（船戸進議員） 委員を三

# 議案に対する討論

## 賛成 船戸 進議員

### ▼特別職報酬等審議会条例の一部を改正

### ▼職員定数条例の全部を改正

○ 職員定数条例の全部を改正するということで提案されました。質疑の時に若干お尋ねし、意見を述べましたが、これは当初予算審議のときに、条例がないがしろにされているんではないかという指摘にもとづいて整備されたものと理解しています。

しかし、予算に示された定員を追認したものだというが、実態と合わない数字が合計として提示されています。これについては、それなりの答弁があつたので了とします。

これは、現時点における最高限度の人員であるという理解のもとに、さらに効率的な財政運営、人事運用を図つて経費の節減に務めていたることはもちろんのこと、適正な配置により事務を消化するということです。今後もさらに研究を重ねていたくだくことをお願ひし賛成する。

### ▼昭和五十六年度水道事業会計決算の認定

○ 事業報告書の中の総括事項に「水道事業収益一億六千七百三十九万三千五百七十七円に対し、水道事業費用一億六千七百三十九万三千五百七十七円で差し引きはゼロでした。」とあるわけですが、外面向みますとぜ

口で收支が合っている印象を受けるわけです。

実際には、一般会計から六百五十四万七千六百三円という補助がされております。

今さら、申し上げるまでもなく年々そうしたものが計上されおり、水道事業に関しては從前もいわれてきましたように、

経費の節減を図り、水需要の拡大を図つていくことが当町の場合必要な方策になつてゐる。

こういう面について、惰性に流れることなく、関係職員の奮起をお願いし、少しでもこうした財政の改善に寄与していただきよう心からお願いし賛成する。

今回、一応私の意図するところには足らないわけですが、五人に改めるということで一步前進という立場から賛成する。

委員の選任に当たり、十分に諸般の事情をわきまえ、十分な審議のできる資格のある方を厳選していただき、公平な立場から審議が行われるよう希望する。

## 議会日誌

57・5・1  
57・5・31

5月24日	議会議員定数検討特	別委員会開催。
5月25日	議会議員定数検討特	月定例会で付託され
5月26日	土木委員会開催、三	た陳情書を審査。
5月27日	木曾川右岸用水事業	特別委員会開催、三
5月28日	可茂支部環境緑化大	月定例会で付託され
5月29日	(静岡県掛川市・大	た同意書を審査。
5月30日	東町)。	
6月1日	郡議長会(可茂総合	
6月2日	市)。	
6月3日	会に議長出席(可児	
6月4日	市)。	
6月5日	木曾川右岸流域浄水	
6月6日	事業促進協議会総会	
6月7日	に副議長出席(岐阜	
6月8日	市医師会館)。	
6月9日	国道四一八号線整備	
6月10日	促進期成同盟会総会	
6月11日	に議長出席(美濃加	
6月12日	茂市文化会館)。	
6月13日	木曾川右岸流域浄水	
6月14日	事業促進協議会総会	
6月15日	に副議長出席(岐阜	
6月16日	市医師会館)。	
6月17日	国道四一八号線整備	
6月18日	促進期成同盟会総会	
6月19日	に議長出席(美濃加	
6月20日	茂市文化会館)。	
6月21日	木曾川右岸用水事業	
6月22日	別委員会開催。	
6月23日	木曾川右岸利水事業	
6月24日	議会議員定数検討特	
6月25日	別委員会開催。	
6月26日	木曾川右岸利水事業	
6月27日	別委員会開催。	
6月28日	木曾川右岸用水事業	
6月29日	別委員会開催。	
6月30日	木曾川右岸利水事業	
7月1日	別委員会開催。	
7月2日	木曾川右岸用水事業	
7月3日	別委員会開催。	
7月4日	木曾川右岸利水事業	
7月5日	別委員会開催。	
7月6日	木曾川右岸利水事業	
7月7日	別委員会開催。	
7月8日	木曾川右岸利水事業	
7月9日	別委員会開催。	
7月10日	木曾川右岸利水事業	
7月11日	別委員会開催。	
7月12日	木曾川右岸利水事業	
7月13日	別委員会開催。	
7月14日	木曾川右岸利水事業	
7月15日	別委員会開催。	
7月16日	木曾川右岸利水事業	
7月17日	別委員会開催。	
7月18日	木曾川右岸利水事業	
7月19日	別委員会開催。	
7月20日	木曾川右岸利水事業	
7月21日	別委員会開催。	
7月22日	木曾川右岸利水事業	
7月23日	別委員会開催。	
7月24日	木曾川右岸利水事業	
7月25日	別委員会開催。	
7月26日	木曾川右岸利水事業	
7月27日	別委員会開催。	
7月28日	木曾川右岸利水事業	
7月29日	別委員会開催。	
7月30日	木曾川右岸利水事業	
7月31日	別委員会開催。	

願書提出、副議長出席(県庁)。

岐阜県高山本線・太田線複線電化促進協議会総会に副議長と総務文教委員長出席(高山市飛驒体育館)。

## かわべ議会報 No.19

# 一般質問

新山川橋架橋工事用鉄塔II 石神で

第一回定例会の一般質問は、十七日（三日目）に行われ、二人の議員が当面する町政の諸問題について執行部の考え方をただしました。なお、ここに掲載した質問や答弁は、紙面の都合により要約しております。

## 船戸 進 議員

### ① 新山川橋架橋工事用鉄塔の安全対策は万全か

問 新山川橋の上部工事が始まり、左岸側（比久見側）に五十メートルの鉄塔が建てられた。右岸側（石神側）にも、同じものが建てられようとしているところが、地元との話し合いが若干問題化し、現在この工事が滞っている。

一つは、先般、島根県で二十メートルの鉄塔が倒れ、作業員三人が死亡していることから地元住民の間に非常に不安が広まり、安全対策について問題が出ている。もう一つは、大型クレーン車を使うのに、騒音対策が全くされていないという問題です。これらのことについて町当局は、地元の要望をどのように聞き対

策を立ててきたか、また現在どのような手が打たれているか。

安全を確信している  
関係者とはよく話し合う

答（町長） この問題は、業者が地域の人と十分話し合って進めてもらうことがいちばんの問題であると思う。町としては、県や業者に対してもそのような話し合いができるよう十分要望して、万全を期していきたい。

（土木課長） 事業の着工に

当たり、二月十五日に関係代表者が工程や工事の概要について説明会を実施し、また二月二十七日には石神地区のみの工事説明会を行なって、万全を期して進めてきた。

島根県で、タワーを建てる段階で事故があつたことから心配



いる。  
いずれにして

も石神側は比久

見側に比べ、住

家が隣接し、町

道も通過してい

るので、住民の

立場に立つて安

全対策に務めた

騒音対策です

が、比久見側の

タワーを建てる

段階で現地へ出

かけ、四十五メート

のレッカーカー車と

百二十七トンの機

械式クレーンを

使って作業して

いるのを見まし

た。騒音測定し

たわけではあり

ませんが、耐えられない程の騒

音ではないと判断しています。

しかし、被害者の立場で耳に

した場合は感じ方も違うと思わ

れるので、タワーを建てる前に

関係者の間で十分話し合い、ご

理解を得た上で円滑な事業の推

進を図りたい。

答（土木課長） この交差点は、度々事故があり非常に苦慮している。

いちばんの原因是、両側に家があり見通しが悪いことだと思ふが、交差点には一旦停止線、一旦停止標識、カーブミラーも設置されており、交通法規を完全に守れば事故は防げると考えます。分散する考え方で進めているので倒れることはないと確信して

あります。

（2）神坂入口交差点の交通安全対策について

問 町道二号線と五号線の交差点（神坂入口）は、道路が今まで家が建っていて、上川辺から来るときの交差点は非常に見通しが悪い。

カーブミラーが設置されていますが、五号線が近くでカーブしているため、この交差点では五号線の拡幅以後、事故が多いと聞いている。カーブミラーに頼るだけなく、特別な配慮が必要ではないか。

裏通りの見通しの悪い交差点では、交差点の真ん中に埋め込み式の点滅標識を設置しているところもある。

こうしたものを設置することも一つの案ではないかと思うがどうか。

里通りの見通しの悪い交差点では、交差点の真ん中に埋め込み式の点滅標識を設置しているところもある。

こうしたものを設置することも一つの案ではないかと思うがどうか。

埋め込み式の点滅標識（ロードフラッシャー）の設置については、以前当町でも検討したことがある。ただ狭い交差点では、単車、自転車などがこの上に乗り上げた場合、三五度の傾斜がついているため転倒しやすいという危険性があるので今まで見合させていた。

愛知県・静岡県では、随分以

前から各所に使われており、岐阜県でも最近多治見市で設置されたと聞いているので、一度設置された現地を調査して検討してみたい。

岐阜県川辺漕艇場周辺のフェンス || 中川辺で



**③ 船庫周辺の整備は県にも責任があるのではないか**

問 船庫周辺のフェンスの破損状況が、かなりひどい。

先般、取り替え工事が発注されたと聞いたが、町の財源で行う

ということです。

ここは、岐阜

県川辺漕（そう）

艇場

という形で

ある以上、当然県に施設を維持管理する義務がある。

もちろん町 자체も使用するので、県に全部を持たせよとは言いませんが、少なくとも県にそれだけの責任があるということを認知させる必要があるのでは



ことである。

今後、排水路として使用するには、各所に整備を要する個所があるので、これらをまとめ早く対処したい。

**⑤ 保育園の雨漏りがひどい早期に改築すべきでは**

問 先日、保育園長から第一保育園の雨漏りがひどくなっている話を聞いた。  
できる限り早い時期に改築しなければならないと思うが、町はどうのように対処するのか。

活排水が流れ、腐敗して悪臭

が出、非常に不衛生で周辺の方が困っている。

これは、地元の人たちの力だけで解決できるかどうか問題

である。  
町として対策を考えているかどうかお尋ねする。

**財政面で新築は困難トタンでふき替えたい**

答（教育長） 県と町との間には、当初から管理施設に対する覚書きが交わされており、艇庫自体については県が実施し、

艇庫周辺については町が実施することになっています。  
お説の件については、再度県と協議をしてみたい。

**整備を要する個所を調べ早急に対処する**

答（土木課長） 旧川辺用水

施設は、現在用水としていらなくななり、排水路の形で残っています。

問題は、こう配が非常にゆるやかで水がたまりやすいという。早急にカラーフィルムによるふき替えを実施したいと考えている。

問 最近、川辺用水施設へ生



神坂線入口交差点

|| 上川辺で

古田 隆議員

**①国道四一号線バイパスの路線は決定したか**

問 国道四一号線バイパスの路線決定はされたか。また、土地改良との関係はどうなるのか。

昨年三月に決定した本換地後、個別折衝する

答（企画室長） 四一号バイパスは、五十六年三月三十一日付けで計画決定がされ、既に縦覧に付した。

**②県道可児一金山線の路線決定はどうなるか**

問 県道可児一金山線は、美濃加茂市内において工事も進んでいる。今後の対応の仕方、路線の持つてあるか。

地主の要望に沿った

県は幹線農道、地元は山側一路線決まり

答（土木課長） 可児一金山線の比久見地内の路線について

は、当初幹線農道をできるだけ利用してはどうかという話があつたが、地元の土地改良区では山側に付けてほしいという要望が出ていて、まだ決定していない。

**③神坂線の未改良個所早く善処してほしい**

問 町道五号線（神坂線）は、既に道路改良がされ、町でも屈指に入いる道路ですが、今だに一個所改良していないところがあり、非常に見苦しい状態です。地主の話では、私の方は拒んでいない、希望は申し上げてあるということです。

希望というのは、土地を道路に提供した場合、住家が建てられない状態になるから前の土地を替地にしてほしいということです。

**④下川辺森山地区の急傾斜地の対応を早急に**

問 下川辺区より陳情書が提出された森山地区の急傾斜地については、今なお解決されていないと聞いています。

今後、八・一七集中豪雨のよ

形では改良は無理と判断

神坂線の未改良箇所

上川辺で



月に下川辺区から陳情書が提出され、その後委員会付託にもなり、土木事務所・山林事業所・美濃加茂市役所等に対して実情の調査、検討を依頼したが、名案が浮かばず今日に至っている。

六月十六日、この件について可茂山林事業所の担当課長ならびに係長が、現地調査のためきていただきいろいろ検討したが、場所が場所だけに資材の搬入に非常に難点があるということですが、万難を排してなんらかの方法で実施していただくよう強く要望申し上げたところです。

**⑤公共施設建設の今後の計画について**

問 川辺町はこれまでに上水道・中央公民館・北小学校・東小学校など大きな建設事業を行

資材の搬入に難点あるが万難を排して実施したい

答（土木課長） 五十五年五

つて来たが、今後更に中学校・保育園、役場庁舎、西小学校体育館などの新・改築を財政もにらみ合わせつつ、やられると思うが、この問題について町長はどうのように考えておられるかお尋ねする。

### 町総合計画のなかで見直しながら進める



中川辺で  
老朽化が進む川辺中学校

問 中学校  
答 倉は庁舎より先に改築すべきだと考える。はどのようになつてゐるか。

⑦ 北小学校の排水路を流れる状態にしてほしい

問 北小学校浄化槽(そう)  
答 排水路の草刈り・泥上げで対処するしか方法ないと考える。

問 下麻生駅前の側溝のふたが開いており、非常に危険な状態となつてゐる。  
本議会の行政報告で土木費の配もないまつたく絵に書いた側

問 下麻生駅前の側溝のふたがないところがあるが、ここは北小学校学童の通学道路になつてゐる。非常に危険な状態となつてゐる。

（次ページ）

答（町長）これらはいずれも、町総合計画のなかの六十年までの実施計画に盛り込まれてゐる。

しかし、特に財政事業の厳しい時ですので、町の財政計画の見直しを行い、その中で実施を考えている。

現在、企画室と総務課において財政計画を作成中ですので、出来上がり次第町議会の総合開発特別委員会に諮り、その財政のなかでこれら施設の順序をきめていただき、今後において実施していきたい。

### ⑥ 危険せまる中学校の校舎改築を早く

### 今年度七月に校舎全部の危険度測定を実施する

答（教育長）中学校の危険度率は、五十二年度に測定を行つており、いちばん前側の校舎（二十九年建設）、真ん中の校舎（理科室、調理室等）、西側と東側の便所、職員便所、小教室については、それぞれ五千三百点ほどの耐用度点数が付いている。

いちばん裏側の校舎については、当時危険度測定範囲に達していませんでした。

現在、いちばん東側の校舎を含めた危険度測定を今年度に実施していただくよう要請しております、それをふまえて改築への手段を講じたいと考えている。

（町長）校舎の一部が、老朽校舎の対象になつていないということで、今年七月に測定をしてもらう予定でいます。

### 北小学校の排水路となつてゐる付近

上川辺で



北小学校に設置されている浄化槽は、三次処理まで実施しており、排水路へ異物、汚物等が流出することは考えられない。

排水路は、縦断こう配がなく、下流で草が生え、逆こう配になつてるので問題だと思う。

草刈りもしくは、排水路の泥上げで対応するより方法はないと考えますが、よく検討し対処してみたい。

原材料費が、七五%の進捗状況  
報告があつたが、そのぐらいの  
処置は講じられないか。

### 調査済みなので 早急に実施したい



下麻生駅前付近の側溝  
川辺で

答(土木課長) 側溝ぶたは毎年予算の範囲内で敷設しております。昨年も、下麻生駅前付近は一部敷設したが、まだ不足しているのでなるべく早い機会に敷設したいと考えている。

七月二日・三日の二日間、議員研修会を開催しました。

今回の研修目的は、川辺町にも導入を計画しているB&G(ビー・アンド・ジー)財團の海洋センター事業について認識を深めるためのもので、すでに同事業を導入している静岡県の掛川市と大東町の施設・設備を視察し、運営の方法・活用状況などの研修を行いました。

#### B&G財團とは

ブルーシー・アンド・グリーンランド財團(財團法人。会長 笹川良一氏)の略称。

日本の青い海(ブルーシー)と緑の大地(グリーンランド)を場とし、青少年を中心とする国民が海洋性スポーツの実践活動を通じて、心身の練磨をはかり、世界は一家・人類は兄弟という大きな世界観をもつた豊かな人間性を養い、海への関心を深めるとともに海事思想の普及をはかることを目的として、モ

## 議員研修会

### B&G財團の海洋センター視察 静岡県掛川市・大東町で

一ターボート競争の収益金を財源に、各地にスポーツ・レクリエーション施設などを建設する

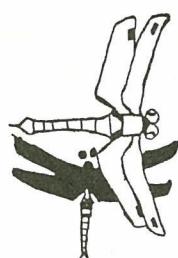
ために設立された財團法人。

同財團が規定している環境条件に合う所で、市町村が土地を用意すれば、艇庫、プール、体育館など海洋センターとしての施設を建設し、器材とともにその市町村に無償貸与され、市町村が自主的に管理運営を行うこ

とにっています。  
この近くでは可児市が同事業を導入し、昨年、体育館とプールを建設しています。

川辺町では、県営川辺漕艇場

の施設を利用して青少年の健全育成に、より効果をたかめるため同財團に事業導入の申請を出しています。



右上：B&G財團掛川海洋センターの体育館(静岡県掛川市)

左上：" " の 舟 庫( " " )

左下：町立体育館会議室で大東町議長より大東海洋センターの概要の説明を受ける(静岡県大東町)



# 意見書

第二回定期会において、議員提案として三件の意見書が提出され、いずれも全会一致で可決しました。

意見書の内容は次の通りです。

## ▼核兵器完全禁止と軍縮に関する意見書

提出者 船戸 進

賛成者 吉田 岩雄  
栗山 正一  
大谷 行雄

記

二項の規定により意見書を提出する。

(提出先) 内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣、自治大臣外二人

貴職におかれでは、国連を中心として、国際連帯の反核兵器世論の喚起に努力され、次の事項の推進に積極的に取り組まれるよう強く要望します。

## ▼農作物輸入自由化・枠拡大阻止と食糧自給力の向上を求める意見書

提出者 船戸 進

賛成者 吉田 岩雄  
栗山 正一  
大谷 行雄

記

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、自治大臣

これらが一層推進されれば、日本の農業は破滅を招くことは自明であります。

このような政策が進められるのは、工業製品の集中豪雨的輸出によって収益をあげる大企業の利益を守るために、農民を犠牲にするものであり、断じて容認できません。

## ▼農作物輸入自由化・枠拡大阻止と食糧自給力の向上を求める意見書

提出者 船戸 進

賛成者 吉田 岩雄  
栗山 正一  
大谷 行雄

記

二項の規定により意見書を提出する。

(提出先) 内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、通商産大臣、大蔵大臣、自治大臣外七人

日本専売公社の役割と使命を十分考慮し、現行制度を維持されるよう地方自治法第九九条第一項

たばこおよび塩の専売制度維持に関する意見書

提出者 吉田 岩雄

賛成者 古田 隆  
山田 昌平  
大谷 行雄

記

二項の規定により意見書を提出する。

（提出先）内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣、外務大臣、通商産大臣、大蔵大臣、自治大臣外二人

たばこおよび塩の専売制度は、創設以来国民生活の安定向上と産業経済の発展に大きく寄与するとともに、国および地方公共団体の財源確保に果してきた役割は極めて大きいものがある。

このたび第二次臨時行政調査会において、専売制度の民営化を検討されようとしているが、本制度が廢止されれば価格および流通に混乱を生ずるなど、住民生活の安全に大きな影響及ぼすことが憂慮される。

よって、政府におかれては、日本専売公社の役割と使命を十分考慮し、現行制度を維持されるよう地方自治法第九九条第一項

たばこおよび塩の専売制度維持に関する意見書

提出者 吉田 岩雄

賛成者 古田 隆  
山田 昌平  
大谷 行雄

記

二項の規定により意見書を提出する。

（提出先）内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、通商産大臣、大蔵大臣、自治大臣外二人

たばこおよび塩の専売制度は、創設以来国民生活の安定向上と産業経済の発展に大きく寄与するとともに、国および地方公共団体の財源確保に果してきた役割は極めて大きいものがある。

このたび第二次臨時行政調査会において、専売制度の民営化を検討されようとしているが、本制度が廢止されれば価格および流通に混乱を生ずるなど、住民生活の安全に大きな影響及ぼすことが憂慮される。

よって、政府におかれては、日本専売公社の役割と使命を十分考慮し、現行制度を維持されるよう地方自治法第九九条第一項

